

# 國際航路標識機關條約



## 国際航路標識機関条約

### 前文

この条約の締約国は、  
千九百五十七年七月一日に国際灯台協会が設立され、千九百九十八年に国際航路標識協会へと名称を改めたことを想起し、

海事界の利益及び環境の保護のための安全で経済的かつ能率的な船舶の移動を目的とする航路標識の改善及び継続的な調和における国際航路標識協会の役割を認識し、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約及び改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の規定を考慮し、

さらに、海事界の利益及び環境の保護のために航路標識を開発し、改善し、及び調和させることについては、国際機関によって最も調整が図られることを考慮して、

次のとおり協定した。

## 第一条 設立

- 1 この条約により、国際法に基づき、政府間機関として国際航路標識機関（以下「機関」という。）を設立する。
- 2 機関は、諮問的かつ技術的な性格を有する。
- 3 機関の所在地は、総会が別段の決定を行わない限り、フランスとする。
- 4 機関の運営に関する細目は、一般規則で定める。一般規則は、この条約の規定に従うが、この条約の不可分の一部を成すものではない。この条約と一般規則その他の機関の管理に関する基本文書とが抵触する場合には、この条約が優先する。

## 第二条 定義

この条約の適用上、

- 1 「航路標識」とは、安全かつ能率的な個々の船舶の航行及び船舶交通を促進するために設計され、又は運用される船舶外の装置、設備又はサービスをいう。この定義には、機関の運用上、船舶交通サービスを含む。

2 「加盟国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、この条約が効力を生じている国をいう。

3 「準加盟国」とは、領域又は領域の集合であつてその国際関係について加盟国が責任を有し、かつ、当該加盟国が加盟を要請し、その加盟が総会によつて承認されたもの及び附属書5の規定に基づく国際航路標識協会の国家会員のうち加盟国以外の国のものをいう。

4 「賛助加盟員」とは、販売のための航路標識の設備の製造者若しくは流通業者又は契約に基づき航路標識のサービス若しくは技術上の助言を提供する組織その他航路標識に関心を有する組織若しくは科学機関であつて、加盟を申請し、理事会によつて承認されたものをいう。

### 第三条 目的

機関は、次の目標を促進するため、航路標識の規制、提供、維持又は運用に関心を有する政府及び組織を協働させることを目的とする。

(a) 海事界の利益及び海洋環境の保護のために、世界的な航路標識の改善及び調和を通じて、安全かつ能率的な船舶の移動を促進すること。

(b) 航路標識に関する専門知識及び科学技術の開発及び移転に関する全ての事項についての技術協力及び

能力開発の機会を促進すること。

(c) 航路標識に関する事項についての実行可能な最高基準が一般に採用されることを奨励し、及び促進すること。

(d) 機関が審議している事項についての情報の交換を可能にすること。

#### 第四条 任務

機関が前条に定める目的を達成するための任務は、次のとおりとする。

(a) 非義務的な基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書を策定し、及び提供すること。

(b) 加盟国、準加盟国若しくは賛助加盟員により、国際連合のいずれかの機関若しくは専門機関により、又は他の政府間機関により機関に付託された基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書について審議し、及び勧告すること。

(c) 協議及び情報の交換（特に、近年の進展並びに加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の活動に関するもの）のための仕組みを提供すること。

(d) 加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の間で緊密な業務上の関係及び支援を促進することにより、国際協

力を進展させること。

(e) 航路標識に関する支援を要請する政府、事業者及び他の組織に対する支援（技術上、制度上又は訓練上のいずれであるかを問わない。）を円滑にすること。

(f) 会議、シンポジウム、セミナー、研究集会その他の行事を開催すること。

(g) 適当な場合には専門的な助言を提供しつつ、関連する国際機関及びその他の組織と連絡を保ち、及び協力すること。

## 第五条 構成

1 機関は、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員で構成する。

2 領域又は領域の集合の国際関係について責任を有する加盟国は、事務局長に対し書面による通告を行うことにより、当該領域又は領域の集合の準加盟国の地位を要請することができる。

3 賛助加盟員の地位の申請については、申請者がその活動を行っている一若しくは二以上の加盟国又は申請者が業務を行う主たる場所若しくは登録された事務所が所在する一若しくは二以上の加盟国により当該申請の側面が審査されるよう、理事会は要求し、又は加盟国は要請することができる。理事会は、賛助加

盟員の地位について決定するに当たり、審査を要請した加盟国及び審査を行った加盟国の見解を考慮する。

## 第六条 組織

1 機関は、次の諸組織を有する。

- (a) 総会
  - (b) 理事会
  - (c) 機関の活動を支援するために必要な委員会及び補助組織
  - (d) 事務局
- 2 機関に、一の議長国及び一の副議長国を置く。議長国（議長国が不在である場合には、副議長国）は、総会及び理事会の議長となる。
- 3 一般規則及び財政規則には、各組織に適用され、かつ、機関の日々の管理を規律する手続規則を詳細に定めるものとする。

## 第七条 総会



- 1 総会は、機関の基本的な意思決定機関であり、及びこの条約に別段の定めがある場合を除くほか、機関の全ての権限を有する。
- 2 総会は、加盟国のみで構成する。出席は、準加盟国及び賛助加盟員にも開放する。
- 3 各加盟国は、自国の代表の一人を総会の首席代表として指定する。
- 4 総会の通常会期は、三年ごとに一回開催される。
- 5 総会の臨時会期は、加盟国の三分の一が会期の招集を希望する旨を事務局長に通報したとき又は理事会が必要と認めたときはいつでも、九十日の予告をもって招集される。
- 6 総会の会合の定足数は、加盟国の過半数とする。
- 7 総会は、次のことを行う。
  - (a) 一般規則に従い、加盟国のうちから議長国及び副議長国を選出すること。
  - (b) 機関の全般的な政策及び戦略的な展望を決定すること。
  - (c) 機関の一般規則及び財政規則を審査し、及び承認すること。
  - (d) 次条の規定に従い、加盟国（議長国及び副議長国を除く。）のうちから理事会の理事国を選出すること。

と。

- (e) 一般規則に従い、加盟国の国民の中から事務局長を選出すること。
- (f) 委員会及び補助組織を設置し、又は廃止し、並びにこれらの付託事項を審査し、及び承認すること。
- (g) 機関の財政上の措置（その後の三年間の予算の概要並びに加盟国の分担金並びに準加盟国及び賛助加盟員の会費の額を含む。）を審査し、及び承認すること。
- (h) 加盟国、理事会又は事務局長が総会に提出した報告及び提案を審議すること。
- (i) 基準を承認すること。
- (j) 準加盟国の地位について決定すること。
- (k) 一又は二以上の加盟国が要請する場合には、賛助加盟員の地位について裁定を下すこと。
- (l) 機関の目的の範囲内の事項について加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に対して勧告すること。
- (m) 国又は国際機関との協定を承認すること。
- (n) 機関の目的の範囲内のその他の事項について決定すること。

第八条 理事会

- 1 理事会は、機関の執行機関であり、及び機関の活動の指揮について責任を有する。
- 2 理事会は、議長国及び副議長国並びに二十三の他の加盟国で構成する。
- 3 理事国は、一般規則に従い、総会の各通常会期において、投票によって選出される。理事国は、世界全体が代表されることを達成するため、原則として世界の各地域から選定されるべきである。
- 4 加盟国は、可能な限り、理事会において、自国の航路標識の規制、提供、維持又は運用について責任を有する国内当局の代表一名によって代表される。
- 5 理事会の会合の定足数は、十七の理事会の構成国（少なくとも議長国又は副議長国のいずれかが含まれなければならない。）とする。
- 6 理事会は、少なくとも年一回会合する。
- 7 理事会の構成国以外の加盟国は、理事会の会合に参加することができるが、投票権を有しない。
- 8 理事会は、次のことを行う。
  - (a) 総会が委任する任務を遂行すること。
  - (b) 総会が決定する全般的な政策、戦略的な展望及び予算の概要の範囲内で機関の活動を調整すること。

- (c) 財政報告（年次予算を含む。）を審査し、及び承認すること。
- (d) 賛助加盟員の地位について決定すること。
- (e) 総会を招集すること。
- (f) 機関の事業について総会に報告すること。
- (g) 一般規則に従って理事会に提出される文書を審査すること。
- (h) 総会の決定が必要な全ての事項について総会に付託すること。
- (i) 勧告、指針、手引その他の有用な文書を承認すること。
- (j) 他の組織に提出されるものを承認すること。
- (k) 委員会及び補助組織の議長及び副議長を任命し、並びにこれらの事業計画を審査し、及び承認すること。
- (l) 一般規則に定めるところにより機関の会議及びシンポジウムの場所及び実施年を決定すること。
- (m) 職員規則を承認すること。

9 理事国は、議長国及び事務局長に通報した後、賛助加盟員に対し、運用上及び技術上の事項についての

助言及び支援を提供するために技術顧問として理事会の会合に参加するよう招請することができる。

#### 第九条 委員会及び補助組織

1 委員会及び補助組織は、機関の目的を支援する。

2 委員会は、次のことを行う。

(a) 事業計画において特定された基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書を作成し、及び見直すこと。

(b) 航路標識の分野における進展を把握すること。

(c) 加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の間で専門知識及び経験の共有を円滑にすること。

(d) 理事会が決定するその他の任務を遂行すること。

#### 第十条 事務局

1 機関の常設の事務局は、事務局長及び機関の事業に必要な職員（承認された予算の範囲内に限る。）で構成する。

2 事務局長の任期は、三年とする。事務局長は、最初の任期に連続する二の任期（それぞれ三年間）まで

再選されることができ。

3 事務局長は、総会又は理事会が発出する指導に従うことを条件として、機関の日々の管理について責任を有する。

4 事務局長は、第七条7(m)の規定に基づく総会の承認を条件として、国又は国際機関との協定の締結について責任を有する。

5 事務局の職員は、事務局長が決定する条件により、及び事務局長が決定する職務を遂行するために、職員規則に従って事務局長によって任命される。

6 事務局は、次のことを行う。

(a) 機関の事業が効率的に遂行されるために必要な記録を保管すること並びに必要な書類を準備し、収集し、及び配布すること。

(b) 一般規則に従い、理事会の指揮の下で、機関の財政を管理すること。

(c) 財政上の措置及び財政報告を準備すること。

(d) 機関の活動について、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員並びに他の組織に常時通報すること。

- (e) 総会、理事会、委員会及び補助組織の会合を開催し、及び支援すること。
  - (f) 理事会が承認した会議及びシンポジウムを開催し、及び支援すること。
  - (g) セミナー、研究集会その他の行事を開催し、及び支援すること。
  - (h) この条約、一般規則、総会又は理事会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 7 事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たり、いかなる政府からも又は機関外のいかなるところからも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者がその責任を果たすに当たりこれらの者に影響を及ぼさないことを約束する。

#### 第十一条 投票

- 1 総会及び理事会が加盟国間でコンセンサス方式による決定を採択するため、あらゆる努力が払われるものとする。
- 2 総会又は理事会による決定がコンセンサス方式により採択できない場合には、当該決定は、秘密投票に

より、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

3 加盟国のみが投票権を有する。第十三条4に規定する場合を除くほか、各加盟国は、一の票を有する。

4 議長国、副議長国及び事務局長の選出は、一般規則に従い、秘密投票により、出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で行う。

5 理事会の理事国の選出は、一般規則に従い、秘密投票により、出席し、かつ、投票する加盟国の最も多数の票による議決で行う。

## 第十二条 言語

機関の公用語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。

## 第十三条 財政

1 機関の運営のための経費は、次の財源によって支弁する。

- (a) 加盟国の分担金
- (b) 準加盟国及び賛助加盟員の会費
- (c) 寄付金、遺贈、補助金、贈与その他事務局長の勧告に基づき理事会が承認する財源



2 各加盟国は、第七条7(g)の規定に従って決定された額の分担金を機関に毎年支払い、並びに各準加盟国及び賛助加盟員は、同条7(g)の規定に従って決定された額の会費を機関に毎年支払うものとする。当該分担金は、各加盟国について同額とする。

3 加盟国の分担金並びに準加盟国及び賛助加盟員の会費については、財政規則に従ってその支払の義務が生ずる。

4 分担金の支払が二年間延滞している加盟国は、総会がこの規定の適用を除外する場合を除くほか、事務局長の書面による通告の後、財政規則に従い当該分担金を支払う時まで、投票権及び理事会に選出される権利を認められない。

5 監査済みの機関の財政報告は、理事会の承認を得た後、年次報告書によって、全ての加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に配布する。

#### 第十四条 法人格、特権及び免除

1 機関は、国際法上の法人格を有し、及び次の能力を有する。

(a) 政府、組織又は他の団体と契約を行い、又は協定を締結すること。

- (b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること。
- (c) 訴えを提起すること。

2 機関は、加盟国の領域において、当該加盟国との協定に定める範囲内で、機関の任務を遂行し、かつ、その目的を達成するために必要な特権及び免除を享受する。

3 いずれの加盟国、準加盟国又は賛助加盟員も、機関における地位又は機関への参加を理由として、機関の行為、不作為又は義務につき責任を負うものではない。

#### 第十五条 改正

1 いずれの加盟国も、事務局長に対し書面によりこの条約の改正を提案することができる。

2 事務局長は、総会によるその審議の少なくとも六箇月前までに、機関の公用語による改正案を全ての加盟国に配布する。

3 改正案は、総会の投票によって採択する。

4 3の規定に従って採択された改正は、事務局長が寄託者に送付する。寄託者は、全ての加盟国に対し当該改正の採択を通報する。

5 改正は、寄託者が加盟国の三分の二から受諾についての書面による通告を受領した後六箇月で、全ての加盟国について効力を生ずる。ただし、当該改正の効力発生前に、当該改正はその受諾を通告した後にのみ自国について効力を生ずる旨を寄託者に通告した加盟国については、この限りでない。

6 5の規定にかかわらず、総会は、寄託者が加盟国の三分の二から受諾についての書面による通告を受領した後六箇月で改正が全ての加盟国について効力を生ずることをコンセンサス方式によって決定することができる。当該六箇月の期間内に加盟国が改正を理由として機関からの脱退を通告した場合には、その脱退は、第二十一条の規定にかかわらず、当該改正が効力を生ずる日に、効力を生ずる。

7 寄託者は、加盟国及び事務局長に対し、効力発生の日を明示して、改正の効力発生を通報する。

#### 第十六条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

#### 第十七条 解釈及び紛争

加盟国は、この条約の解釈又は適用についての紛争を防止するためにあらゆる努力を払うものとし、また、平和的手段（相互の協議及び交渉並びに紛争当事国の間で合意する他の手段を含めることができる。）

によつて紛争を解決するために最善の努力を払う。

第十八条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この条約は、二千二十一年一月二十七日から二千二十二年一月二十六日までパリにおいて、国際連合の加盟国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、署名国によつて批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3 この条約は、この条約の署名のための期間の終了の日の後は、国際連合の加盟国であつてこの条約に署名しなかつたものによる加入のために開放しておく。

4 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、これらの文書を自己に寄託した全ての国及び事務局長に対し、その旨を通告する。

第十九条 寄託者

フランス共和国は、この条約の寄託者を務める。この条約は、寄託者が国際連合憲章第百二条の規定に従つて登録する。

第二十条 効力発生

1 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、その効力発生後にこれを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国については、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

3 この条約の効力発生時から適用する経過措置は、附属書に規定する。

#### 第二十一条 脱退

1 いずれの加盟国も、少なくとも十二箇月前までに寄託者に対し書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができるものとし、寄託者は、全ての加盟国及び事務局長に対し直ちにその通告について通報する。

2 脱退の通告は、この条約が効力を生じた日から六箇月が経過した後、いつでも寄託することができる。

3 脱退は、脱退の通告が寄託された年の翌年の十二月三十一日に効力を生ずる。

#### 第二十二條 終了

1 この条約は、その投票の少なくとも六箇月前までに予告を行った後、総会の投票によって終了させるこ

とができる。

2 終了の日は、1に規定する投票による決定の日の後十二箇月を経過した日とするものとし、その間の期間において、理事会は、一般規則に従い機関の清算について責任を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十一年一月二十七日にパリで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成した。原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、全ての署名政府及び加入政府並びに機関の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。